

名 称	能美市都市公園等維持管理補助金交付要綱（抜粋）
目 的	都市公園等における施設の新設、更新、修繕又は撤去及び維持管理に対する補助金の交付に関し必要な事項を定める。
<p>（交付基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助は、町会又は町内会（以下「町会等」）が管理する都市公園等において施設の新設、更新、修繕又は撤去、あるいは光熱水費、その他の維持管理費を支出しようとする町会等に対して、毎年度、予算の範囲内において行なう。 2. 補助を受けようとする町会等は、能美市補助金交付規則に基づく申請書を市に提出し交付決定を受けなければならない。 <p>（補助対象）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助の対象となる都市公園等は以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> （1）開発行為又は土地区画整理事業で整備された公園及び調整池 （2）能美市コミュニティ広場整備補助事業で整備された広場 （3）都市計画に関わる事業で整備された公園 <p>（補助対象経費）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助の対象となる経費は、次に掲げるところとする。 <ol style="list-style-type: none"> （1）施設の新設、更新、修繕又は撤去に要する経費 都市公園等に新たに施設を設置する場合、あるいは破損した施設を更新する場合、修繕する場合又は撤去する場合に要する経費 （2）都市公園等の維持管理に要する経費 光熱水費及び樹木の剪定や雪吊り、遊具の安全点検等の専門業者に委託した場合に要する経費 <p>（補助金額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 維持管理補助金の額は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> （1）施設の新設、更新、修繕又は撤去の場合 当該事業に要した経費の60％に相当する額以内の額。ただし、50万円を限度とし、千円未満は切り捨てるものとする。 （2）都市公園等の維持管理経費の場合 町会等の負担した経費の60％に相当する額以内の額を年1回補助する。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。 <p>（事務担当）</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、土木部土木課（TEL：58-2250、場所：寺井分室2階）で担当する。</p>	

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=935

【QRコード】



- ※ 平成17年4月1日から施行
- ※ 平成19年9月5日改正
- ※ 平成24年4月1日改正
- ※ 平成26年4月1日改正
- ※ 平成28年10月1日改正
- ※ 令和2年1月1日改正
- ※ 令和3年4月1日改正
- ※ 令和4年4月1日改正